

上天草市公共ライドシェアシステム導入業務プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、上天草市公共ライドシェアシステム導入業務（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

上天草市公共ライドシェアシステム導入業務

(2) 業務の目的

本市の公共交通は路線バスや乗合タクシー等で構成されているが、夜間に全域をカバーするのはタクシーのみでその運行台数が大きく減少しているため、夜間の移動需要に対応できておらず、「交通空白時間」が発生している。このことから、本市が実施主体となり、道路運送法第78条第2号に基づく自家用旅客有償運送（公共ライドシェア）の実証運行により交通空白時間解消及び夜間の移動需要への対応等の手段となるか効果検証を行うにあたり、予約・配車・料金決済等をオンライン上で行うシステムの導入及び運用を行うものである。

(3) 業務内容

別添「上天草市公共ライドシェアシステム導入業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和9年2月10日（水）まで

ただし、ライドシェア実証運行は令和8年10月1日（木）から令和9年1月31日（日）までを予定している。

(5) 見積り限度額

金1,760,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 費用内訳はシステム初期導入費及び利用料（4か月分）であり、電子決済手数料、配車手数料等は含まない。

※ この金額は提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。

3 実施形式

本プロポーザルは、公募型で実施する。

4 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる参加要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 上天草市工事等請負及び委託契約等に係る指名停止の措置要領（平成16年上天草市告示第94号）又は上天草市物品購入等契約及び業務委託契約に係る指名停止の措置要綱（平成27年上天草市告示第71号）の規定に基づき、入札参加資格停止等の処分を受けていない者であること。
- (5) 上天草市暴力団排除条例（平成24年上天草市条例第5号）に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。
- (6) 国税、都道府県民税及び市区町村税に未納がないこと。

5 プロポーザルに係る実施要領等の配布

(1) 配布期間

公告の日から令和8年6月24日（水）まで

※ 紙資料については上記期間の閉庁日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

(2) 配布場所

上天草市ホームページから直接資料のダウンロードを行うこと。ただし、これにより難しい場合は、次の場所にて資料を配布する。

熊本県上天草市大矢野町上1514番地

上天草市役所企画政策部企画政策課（以下「主管課」という。）

(3) 配布資料

- ア 上天草市公共ライドシェアシステム導入業務プロポーザル実施要領
- イ 上天草市公共ライドシェアシステム導入業務仕様書
- ウ 質問書（様式第1号）
- エ 参加表明書（様式第2号）
- オ 会社概要（様式第3号）
- カ 企画提案書（様式第4号）
- キ 類似業務実績書（様式第5号）
- ク 辞退届（様式第6号）

6 質問の受付及び回答

(1) 提出書類

質問書（様式第1号）

(2) 提出期限

令和8年6月15日（月）午後5時

(3) 提出場所

主管課

(4) 提出方法

質問書は、電子メールで提出することとする。

なお、電話、来庁等による口頭での質問は、受け付けない。

（電子メールアドレス：koutsu_atmark_city.kamiamakusa.lg.jp）

※ 上記電子メールアドレスについては、スパムメール対策として「@」を「_atmark_」と表示しているため、電子メールを送信する際には、「@」に変更すること。

※ 件名は、「上天草市公共ライドシェアシステム導入業務（事業者名）」とすること。

(5) 回答方法

質問に対する回答は、令和8年6月18日（木）までに上天草市ホームページに掲載する。

7 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、(1) 及び (2) に掲げる書類を (3) の期限までに提出すること。

(1) 提出書類

参加表明書（様式第2号）

(2) 添付書類

ア 会社概要（様式第3号）

イ 登記事項証明書（3か月以内に発行されたもの。写し可。）

ウ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）

エ 国税、都道府県民税及び市区町村税に未納がない証明書（3か月以内に発行されたもの。写し可。）

※ イ～エの書類は、上天草市工事入札参加者資格審査格付要綱又は上天草市物品の購入契約等及び業務委託契約等に係る指名競争入札（見積）参加者の資格審査要綱の規定に基づく入札参加資格審査を受けている者については、提出の必要はない。

(3) 提出期限

令和8年6月24日（水）午後5時

(4) 提出場所

主管課

(5) 提出方法

提出資料は、PDFデータにより電子メールにて提出することとし、主管課が当該電子メールを受領後、送信元アドレスに受領確認の電子メールを送信するものとする。

(6) 参加資格の審査及び審査結果の通知

参加を表明した者の参加資格を4参加資格に基づき審査し、参加資格審査結果通知書（様式第7号）により通知するものとする。

なお、参加資格を有しないと判断された者が、その理由について説明を求められることが出来る期限は、令和8年6月26日（金）午後5時までとし、書面により行うこと。

8 企画提案書等の提出

7(1)の参加表明書を提出し参加資格があると認められた者は、(1)に掲げる書類を提出すること。

(1) 提出書類（原則A4版（縦横どちらも可））

ア 企画提案書（様式第4号）

イ 業務に対する企画提案（任意様式）

（ア） 企画提案を行うに当たり、次の内容を含む提案をすること。

a 業務実施の考え方及び取組方針

b 基本仕様

ウ 業務の実施計画（任意様式）

業務スケジュールを具体的に記載すること。

エ 業務の実施体制（任意様式）

予定する責任者及び担当者の氏名を明記するとともに、実施体制、人員、役割分担間の連携等について具体的に記載すること。

オ 類似業務実績書（様式第5号）

過去の類似業務実績について記載すること。

カ 見積書（任意様式）

見積書に記載する内訳には、詳細な内容を記載すること。

(2) 提出期限

令和8年7月2日（木）午後5時

(3) 提出場所

主管課

(5) 提出方法

提出資料は、PDFデータにより電子メールにて提出すること。

9 審査方法

本プロポーザルの審査は、別に設置する「上天草市公共ライドシェアシステム導入業務受託候補者選定審査会」（以下「選定審査会」という。）において、企画提案書等の書類を審査し、プレゼンテーションを聴講して、企画提案を総合的に審査のうえ、最も優れた提案を行った者を受託候補者として選定する。

(1) プレゼンテーション

企画提案書等を提出した者（以下「企画提案者」という。）は、提出された企画提案書の内容について、審査会に対し、プレゼンテーションを行うこととする。

ア 期日 令和8年7月6日（月）予定

イ 場所 上天草市役所大矢野庁舎内

- ※ オンラインによるプレゼンテーションも可とする。
- ※ プレゼンテーションは、実際に業務を主に担当する者が行うこと。
- ※ 日時、会場等の詳細については、個別に連絡する。
- ※ 参加者が多数となった場合は、書類審査による1次選考を行う場合がある。
- ※ 参加者が1者のみであった場合でも、審査会において妥当であると判断された場合は、受託候補者として選定する。

(2) 審査項目及び審査基準

別表のとおり

10 審査結果の通知

審査結果については、審査終了後、全提案者に電子メールにて通知する。

11 スケジュール

本業務に係るスケジュールは、次のとおりとする。

内容	日程
公告	令和8年6月3日（水）
質問書の提出期限	令和8年6月15日（月）
質問書の回答	令和8年6月18日（木）
参加表明書等の提出期限	令和8年6月24日（水）
企画提案書等の提出期限	令和8年7月 2日（木）
企画提案書の審査	令和8年7月 6日（月）
審査結果通知	令和8年7月 9日（木）
契約予定日	令和8年7月中旬

12 企画提案者の失格

次の各号のいずれかに該当するときは、その企画提案者を失格とする。

(1) 企画提案者が次のいずれかに該当するとき。

- ア 選定審査会に参加しなかったとき。
 - イ 虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき。
 - ウ 公平な審査を阻害する行為があったとき。
- (2) 企画提案書が次のいずれかに該当するとき。
- ア 提出方法、提出先及び提出期間が示された要件に適合しないとき。
 - イ 定められた作成形式又は記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。
 - ウ 見積額が見積限度額の範囲を超過したとき。

13 契約手続

審査の結果、受託候補者となった者については、主管課と提案内容の詳細について協議をし、市がこれに基づいて決定した予定価格の範囲内で市と契約手続を行うこととする。

なお、契約締結に至らない場合は、次点者と契約手続のための協議を行うこととする。

14 その他留意事項

- (1) 提出期間経過後の書類の差替え及び再提出は、認めないものとする。
- (2) 1企画提案者につき1提案とし、提出書類の返却はしないものとする。
- (3) プロポーザルに係る費用は、全て企画提案者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書等の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとするが、市が受託候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- (5) 提出された企画提案書を受理した後の企画提案者による加筆及び修正は、認めないものとする。
- (6) 企画提案及び契約手続において用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (7) 提出された企画提案書等について、開示請求があった場合は、上天草市情報公開条例（平成17年上天草市条例第3号）の規定に基づき開示する場合がある。ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、非開示となる場合がある。
- (8) 参加表明書又は企画提案書提出後に辞退を希望する者は、辞退届（様式第6号）を主管課へPDFデータにより電子メールにて提出すること。

15 問合せ先

〒869-3692

熊本県上天草市大矢野町上1514番地

上天草市企画政策部企画政策課（担当：松下、桑本）

電 話 0964-26-5546 (直通)

ファクシミリ 0964-56-4972

電子メールアドレス koutsu_atmark_city.kamiamakusa.lg.jp

※ 上記電子メールアドレスに関し、スパムメール対策として「@」を「_atmark_」
と表示しているため、電子メールを送信する際には、「@」に変更すること。

別表 審査項目及び評価の方法

○審査項目

審査項目	評価項目	評価の視点	指標	配点	
組織	業務執行技術力	当該業務を遂行するために必要な知識・経験	同種・同類業務の実績等	10	
	実施体制	適切な業務を提供できる実施体制か	担当者の配置、構成等	5	
企画提案	取組方針	業務の理解度は十分にあるか	目的・条件・内容の理解度が高く、簡潔に記載されているか	5	
	業務の実施手続	業務フロー又は工程表等は妥当か	実施フロー又は工程表等の的確性、妥当性、創意工夫がなされているか	5	
	現状・課題への理解度	本市公共交通の現状や課題への理解は十分か	地域特性等を理解し、現状と課題を踏まえ、改善に繋がる提案がなされているか	10	
	提案内容の的確性		提案内容は業務要求水準を充足しているか	目的、条件、内容の理解度	10
			システムの操作性	サイトデザインは見やすく、予約や配車確認等の操作が簡易な仕様となっているか	10
			システムの機能及びセキュリティ対策	システム機能及び拡張性並びに個人情報保護、ウイルス、不正アクセス等への対策は十分か	20
			サポート体制	操作説明及び運用開始後のトラブル発生時等のサポート体制は整備されているか	15
見積書	見積額	適正な見積りがなされているか	提案限度価格を超えていないか	10	

○評価方法

- 1 評価は、上天草市公共ライドシェアシステム導入業務受託候補者選定審査会で行う。審査方法は、企画提案書等の書類、プレゼンテーションについてあらかじめ定めた評価項目及び評価点に基づいて評価を行う。
- 2 審査委員1人当たり100点満点とし、審査会へ出席した委員の採点した点数の合計点が最も高い者を受託候補者とする。
なお、各審査委員が採点した点数の合計点の5割を最低基準点とし、それ以上の点数を得た提案者の中から受託候補者を決定する。

- 3 点数が同点となった場合は、次の方法により順位を決定する。
 - (1) 評価項目（提案内容の的確性）の点数が高い者を受託候補者とする。
 - (2) (1) も同点の場合は、評価項目（業務執行技術力）と評価項目（現状・課題への理解度）の点数の合計が高い者を受託候補者とする。
 - (3) (2) も同点の場合は、見積書の金額が低い者を受託候補者とする。
- 4 最低基準点以上の者がいなかった場合は、受託候補者の決定は行わない。